平成28年第7回庄原市教育委員会　会議録

1　日　　時　　平成28年6月17日（金）　　午後1時29分開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後3時23分閉会

2　会　　場　　庄原市役所本庁舎　５階　第２委員会室

2　出席委員　　教 育 長　　牧原　明人
　　　　　　　　教育委員　　末信　丈夫、寺西　玉実、中山　智恵子、横山　和明

3　欠席委員　　なし

4　会議出席　　教育部長　片山 祐子
　　　　　　　　教育部教育総務課長　山田 明彦
　　　　　　　　教育部教育指導課長　中重 秋登
　　　　　　　　教育部生涯学習課長　花田 譲二
　　　　　　　　教育部教育総務課総務係長　宗綱 秀臣
　　　　　　　　教育部教育指導課学事係長　住岡田 浩
　　　　　　　　教育部教育指導課指導係長　東直美

6　傍 聴 人　　なし

5　議事日程　　日程第１　教育長報告
　　　　　　　　日程第２　議案第39号　庄原市私立幼稚園第３子以降就園補助金交付要綱の一部改正について
　　　　　　　　日程第３　議案第40号　庄原市社会教育委員の委嘱について
　　　　　　　　日程第４　議案第41号　庄原市子供の読書活動推進計画検討委員の委嘱について
　　　　　　　　日程第５　個別報告及び協議事項
　　　　　　　　　・　平成27年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について
　　　　　　　　　・　小中学校通学補助金等の見直しについて
　　　　　　　　　・　中国四川省綿陽市からの訪問について

－　開会　午後１時 29 分　－

教育長　　　　　　ただ今から平成 28 年第６回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い議事を進めます。

日程第１　教育長報告

教育長　　　　　　日程第１、教育長報告を行います。

・　学校給食への異物混入について
・　春季学校運動会・体育祭について
・　学校長の面談の実施について
・　６月市議会定例会での一般質問（教育関係）について
・　学校適正配置検討委員会について

次に、教育部長からの報告をお願いします。

教育部長　　　　　・　広島県立グローバルリーダー校の設置先について

教育長　　　　　　続いて、各課からの報告をお願いします。

教育総務課長

・　小中学校施設整備事業：庄原小学校改築事業（屋内運動場改築工事、グラウンド整備工事、旧校舎解体工事、備品整備等）について
・　学校等焼却炉解体撤去委託業務について
・　廃校施設・備品等の有効活用について
・　学校給食調理業務の民間委託について
・　奨学金制度による就学支援について
・　入学祝金及び高校教育振興への支援について
・　市議会への対応について

教育長　　　　　　続いて、教育指導課からお願いします。

教育指導課長

・　「学びの変革」パイロット校事業について
・　読書活動の推進について
・　児童・生徒の動向、教職員の動向について
・　特別支援教育推進事業について
・　第 21 回庄原市小学校陸上競技記録会について
・　広島県教育委員会主催教育長ミーティングについて

教育長　　　　　　次に生涯学習課の報告をお願いします。

生涯学習課長

・　社会教育委員会議の開催について
・　新県美展の準備状況について
・　庄原市田園文化センターの指定管理制度導入の協議・検討について
・　比婆山熊野神社解説本の編集及び発刊準備状況について
・　スポーツ推進審議会の開催について
・　レベルアップスポーツ教室の実施について
・　金藤理絵選手リオ五輪出場応援企画について

日程第２　議案第 39 号　庄原市私立幼稚園第３子以降就園補助金交付要綱の一部改正について

教育長　　事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長　　庄原市私立幼稚園第３子以降就園補助金交付要綱の一部改正について説明します。提案理由は、国の多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充にあわせて、庄原市市立幼稚園第３子以降就園補助金交付の対象を第２子以降に拡充し、保育料の半額補助をするため制度の一部改正を行うものです。

　この事業は庄原市の保育所保育料の第３子以降の無料化に伴い、私立幼稚園も同じ扱いとするため平成 26 年度に創設したものです。保育所は当初から保育料をかけない措置ができますが､私立幼稚園の場合は第３子以降の保育料を軽減した場合、軽減額を補助金の形で後に幼稚園へ交付し、実質的な無償化を図る制度です。

　これまで第３子以降の就園奨励補助金を実施していましたが、国の制度改正に伴い要綱を改正して補助金対象を第２子に拡充して該当保育料の半額を補助対象とし、就園奨励費補助金での補助額に差額を補償することで、実質的に半額補助となります。附則としてこの告示は６月 17 日施行、４月１日からの適用としています。

教育長　　何かご質問やご意見等はありますか。

全員　　（なし）

教育長　　議案第 39 号　庄原市私立幼稚園第３子以降就園補助金交付要綱の一部改正について、採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。

全員　　（挙手全員）

教育長　　全会一致により、議案第 39 号は可決されました。

日程第３　議案第 40 号　庄原市社会教育委員の委嘱について　（非公開）

日程第４　議案第 41 号　庄原市子供の読書活動推進計画検討委員の委嘱について　（非公開）

教育長　　本日の議案審議については「秘密会」とした部分を含め、以上です。

日程第５　個別報告及び協議事項

教育長　　平成 27 年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長　　平成 27 年度教育行政施策の方針に基づく点検・評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会は毎年その権限に属する事務や教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と公表をするとの規定により、毎年実施するものです。

　この点検・評価にあたっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」との規定があり、本市では７名の教育事務評価検討委員を委嘱して

います。先般、教育委員会で欠員分の委員２名、筒井委員と明賀委員の委嘱について承認いただいています。

２の点検評価事務の流れです。現在、各課で取りまとめた実績点検評価表を集約して素案の作成を６月末までの予定で進めています。素案ができ次第、委員の皆様へ資料を送付しますので、７月の教育委員会議で協議・検討をお願いします。

その後、教育事務評価検討委員との意見交換会等を経て、８月に最終案をまとめ、教育委員会で決定をいただく予定です。決定を受けた最終案は９月市議会本会議へ報告し、９月中旬を目処に、本市ホームページで公開する予定です。

教育長　ただいまの説明につきまして、質問があればお願いします。

委員　（なし）

教育長　小中学校通学補助金等の見直しについて、教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長　現行の小中学校の通学補助金と中学校クラブ通学補助金は、合併前の旧市町の制度を経過措置的に引き継いでおり、地域ごとに補助基準や補助額が異なっています。

合併後 10 年以上経過して通学実態や交通事情も大きく変化し、一定の全市的な基準や地域事情は考慮しながらも、出来るだけ不均衡を解消する必要があると判断し、今回補助内容の平準化を図るとともに、統一的な制度の見直しを考えています。

小学校通学補助金は庄原・西城・口和の３地域で制度化されており、特に口和地域は徒歩通学でも補助金が出ている実態があります。中学校通学補助金は庄原・西城・東城・口和・高野の５地域で制度化されていますが、小学校と同様に地域ごとに差異があり、特に口和地域の自転車通学の補助金は庄原地域と東城地域の同様の制度に比べ、極端に過大な補助となっています。

中学校クラブ通学補助金ですが、庄原中学校と東城中学校のみ制度があり、しかも中身はそれぞれ異なっています。平成 10 年改定の中学校学習指導要領でクラブ活動が教育課程から外れ、生徒の自主的・自発的な参加という位置付けとなっていますが、過去に補助金の見直しは検討されていません。

これらの課題を受け、取り扱い方針では小・中学校の通学補助金と中学校クラブ通学補助金は、通学方法・対象者・補助金額等の基準を統一し、市内全域を対象として遠距離通学の支援を目的とする補助金制度に再編、一本化するものです。口和地域にある徒歩通学の補助金については、今後は公共交通網が不十分な地域で遠距離通学を余儀なくされる小学校児童は、自家用車を使って通学する場合の支援策として、新たに制度化する方針です。東城中学校寄宿舎生徒帰宅補助金は、寄宿舎が現在も稼動中ですので、現行のまま継続することとします。

中学校クラブ通学補助金は、補助対象が庄原・東城の２中学校のみであることと、学校間の不均衡を解消するため今年度をもって廃止を考えています。これに伴う関係要綱の扱いについては、通学補助金交付要綱の全部改正を行い、クラブ通学補助金交付要綱を廃止することとします。

事務局で検討中の見直し案ですが、改正案では全域を対象とし、「バス、または汽車を使った補償とその場合の補助」と「自家用車を使った場合の補助金」の２つの

通学方法で補助を行うよう改正します。中学校については５地域で異なる内容で現在実施していますが、改正案では全域を対象とし「バスまたは汽車」と「自転車」の２つの通学方法を一本化し、補助を行う内容にします。

施行期日ですが、来年度当初からの施行ということで経過措置も検討しましたが、制度が複雑化するため現行の利点が失われないように整理し、経過措置を設けずに行いたいと考えています。

最後にスケジュールですが、今月から７月にかけて関係学校やＰＴＡ役員等へ概要の説明を行うとともに、別途庁内会議などを経て 12 月には再度教育委員会議で関係例規の改正について決定をいただく予定です。その後、関係学校や保護者等への説明等を行い、随時経過報告を入れさせていただきたいと思います。

教育長　具体的な資料が出たのは初めてで、今すぐ意見をという訳にはいかないと思いますが、今まで実施してきたことを 10 年経って変えようという案件ですから、即改正とはならない面も含みながらも、どこかではしなくてはいけないという認識でいます。教育委員会で色々と議論をして、新たな制度で実施することに決まれば、該当地域へ説明に出向くこともしなくてはいけません。

小学校では、例えば現状で３㎞以上が補助対象の西城が４㎞以上になると大きな変更になります。それから中学校だとクラブ通学補助金がなくなることになります。その代わり、クラブの成績や成果が挙がらなくなると困るという課題も出る訳です。

本来、文科省の基準では中学校で補助対象となるのは６㎞以上ですが、４㎞からを対象とするところもあり、様々な格差があるので何とかしようと考えています。

この案は未だ固まっていないので、今後さらに内部協議や各支所の教育室長とも協議しながら、地域の実情も含めた考え方を整理・提案していきます。各方面から様々な意見をもらい、それらも合わせて再度提案することになると思います。今の段階でご意見などあればお願いします。

末信委員　通学距離が１番遠い子供は大体で何㎞位か分かりますか。それともう一つ、徒歩とスクールバスとの併用で、自宅から乗降場所への距離がかなりある世帯とかも把握できているのですか。

教育総務課長　手元に資料がなく最も遠い距離は判りませんが、話を聞いている中では小学校で６㎞位です。中学校は東城地域ですが、遠距離となる生徒は寄宿舎を活用してもらっています。それとバスと自家用車を併用する場合ですが、改正案ではそれぞれの通学方法が補助対象となります。例えば自宅から自転車でバス停に行くまで４㎞、バスに乗って４㎞という場合、どちらも補助金の交付対象になるという解釈です。

寺西委員　口和の一部では４㎞以上の通学距離があると思うのですが、徒歩でも補助金が出ていたのは何か特別な事情とか、地域ごとに何か条件があると思うのですが。

教育総務課長　当時学校を統合した時に、スクールバスでの対応ではなく補助金による支援策で整理され、新市合併後もこの取り扱いが継続されています。実際には児童が４㎞以上を歩いておらず、保護者が自家用車で送迎されているのが実態だと思います。

教育長　他にはどうですか。

中山委員　　自転車で４㎞以上通学した場合に出る補助金はどういう基準で算定しているのかと、冬季での自転車通学は難しいと思いますが、その月の補助額の算出方法はどうなるのか、それと自家用車での送迎は保護者負担が増すので、スクールバスやスクールタクシーに全て移行することは可能か、教えてください。

教育総務課長　　自転車の補助金額の算出根拠は、自転車を３年間で１台使うとして割り戻した金額を 500 円としています。距離はその距離割にして自転車の劣化等を考慮して差をつけています。もう１つの理由は、現行の補助金額を下回らないように考慮し、設定した金額ということでもあります。

中山委員　　保護者が自動車で送迎しなくてはいけない分はどうですか。

教育総務課長　　自家用車での送迎は、自宅から学校までの全通学行程に使う場合もあれば、自宅から徒歩通学の集合場所まで送迎している場合もあります。全ての遠距離通学者をスクールバスやスクールタクシーで対応するのは困難なので、口和の制度を参考にして、そういう子供たちの支援を目的に制度化しようとするものです。

中山委員　　例えば保護者が送迎できないとか、祖父母と同居しているケースもあると思いますが、保護者が送迎できない場合、遠距離通学の子供はどうやって通学するのですか。小学校なり中学校なりスクールバスやタクシーがなければ、保護者責任で送迎することになるのですか。

教育長　　小学生は４㎞、中学生は６㎞までは徒歩通学が基本で、徒歩距離が６㎞以上あるか、自転車では通学できないのかが原点です。親が送迎するのは本来例外で、あくまでも親が自主的にされていることです。その辺は実態にもよりますが、線引きが難しいところです。事務局で６㎞以上通学している中学生がいるか把握していますか。それから今、保護者の方から送迎できないという中学生はいますか。

教育総務課長　　そういう実態はありません。６㎞以上通学している中学生はいます。

中山委員　　その生徒は徒歩通学ですか。自転車通学ですか。

教育総務課長　　徒歩通学ではありませんので、自転車通学だと思います。

中山委員　　私の考え方もまずは自力での通学がベストです。自家用車送迎は学校側にも暗黙の了解がある様ですが、例えば送迎時に保護者が事故を起こした場合等、色んな問題があると思います。基本的に４㎞・６㎞までは自分で通学するのは解りますが、現在も自家用車送迎で通学する児童生徒に対しては補助金が出ているのですか。

教育総務課長　　現行の制度では補助金は出ていないです。

中山委員　　出ていないのですか。すみません、誤解していました。

教育総務課長　　中学校では、６㎞以上を自転車で通学する生徒は市内で 18 名、汽車での通学は１名、６㎞以上でのバス通学をする生徒は 144 名という状況です。

自家用車での通学を制度化しようというのは小学校で、４㎞以上の通学者が 44 人いますがこの中には区域外就学者も含まれています。校区外からは当然保護者責任で通学させますので、殆どが自家用車送迎ですが補助金は出しません。あくまでも校区内の遠距離通学者に対する支援であり、この 44 名の内区域外就学者が何人いるのか把握していませんが、少なくとも半分以下だと思います。

中山委員　　　　これを見ると自家用車送迎に関して補助金が出るのかと思いました。基本的に公共交通機関が確保できないのならば、保護者による自家用車を使った通学を認めても良いかと思います。改正案は市内全域で、小学校の通学補助金の改正案のところで自家用車送迎等で補助金が出るというのがよく解りませんでした。

教育総務課長　　現行制度にはそういうことは対象外で、それに似たものが口和地域の徒歩通学で４㎞以上を対象にした制度です。今回、この制度に自家用車等を入れたのは、どの地域に対する支援ではなく、全市域が対象ですがこれを推奨する訳ではありません。

　徒歩とは言いながらも実際は自家用車送迎による通学だと思われますが、本当に一握りというか、校区内で４㎞以上を通学する児童の内、自家用車でなければ通学できない児童が対象です。やむなく保護者等が自家用車で送迎をする場合のみ、補助金で支援しようというもので、自家用車での通学を推奨するものではありません。現在の口和地域の既得権を確保しながら市全域を対象としますが、苦肉の策でもあります。４㎞以上で通学距離の２分の１に自家用車を使うと申告された場合は補助することになります。

中山委員　　　　分かりました。特別なケースということが誤解を招くというか、そういう風に受け取られかねない記述だったので聞いてみました。

教育長　　　　　４㎞以上でも歩く児童はいる訳で、特にこの場合は交通機関もなく、保護者が半分以上は自家用車で送迎している、３㎞位は車に乗せているという様なケースで、具体的にどの位人数がいるのか判りますか。

　確かに、この記述だと推奨するかの様に受け取られてしまう。これまで徒歩だったのが自動車に乗って来るとか。記述に「特別な～」とかを入れた方が良いですか。

中山委員　　　　本来関係の無い人には誤解を招くと思います。

教育総務課長　　自動車送迎の可能性がある人は、徒歩通学の 26 名、自家用車の 44 名、路線バスの 33 名の内になるのですが、この中の区域外通学を除いた者から、実際に申請が出てくることになろうかと思います。

中山委員　　　　もう１点、スクールバスやスクールタクシーで粟田小学校２名と美古登小学校２名は、２名以上はスクールタクシーでの通学ということで対応しているのですか。

教育総務課長　　スクールタクシーやスクールバスは一定の通学経路を持つ場合に運行するもので、美古登小学校と粟田小学校は各２名となっていますが、同一路線なのかはここでは確認できません。

中山委員　　　　例えば、スクールタクシーを他路線に充てられれば、自家用車送迎の一部を解消できるのではと思います。

教育部長　　　　スクールタクシーの意味合いですが、児童・生徒限定のものと、いわゆる市民が乗られる市営バスや市営タクシーを比和地域の児童・生徒が利用するのがあります。美古登小学校の２名は、通学時間に合わせた市民向けのタクシーが運行されているので、それに２名が乗車していると思われます。委員が言われる様にこれは通学補助ですが、スクールバスの在り方と市営バスや市営タクシーの在り方の議論もすべきという別の審議会での意見も出ています。

中山委員　地域需要に合わせて公共交通車両を走らせているということですか。

教育部長　そういうことになります。

教育総務課長　西城の旧三坂小学校区の方は西城小学校へ行かれていますよね。

中山委員　西城では学校区が飛び地になっていて、例えば八鳥地区方面は路線バスが通りません。対象者が１人だけだとスクールバスの運行は無理なので、やむを得ずその集合場所へ行くのに自家用車を使わなければなりません。自家用車送迎は負担なので市が幾らか補助しますという考えで、この案だとスクールバスがなく通学距離が４km以上あり、やむなく自家用車や路線バスを使わなければいけない場合で、どちらでも選べますという選択肢がある様に思えるので、何らかの条件が要ると思います。やむを得ず自家用車を使って学校へ来る者に関しては、ここの表現を注意しなければ、これだと多分誰でも車での通学は良いのかと思われるかもしれません。

教育長　指摘の部分は表現や考え方を修正しないといけないと思います。他はどうですか。

横山委員　中学校クラブ通学補助金で東城中と庄原中で現在の制度が廃止されることについて、確認ですが現行制度はどういうものなのですか。

教育総務課長　庄原と東城とで内容が少し違うのですが、庄原中はバス通学等をする生徒が夏休みや冬休み期間中にクラブ活動で通学する場合、費用の半額を補助しています。東城中は夏休みだけですが、バスでも汽車でも通学する場合の全額を補助しており、さらに自転車通学でも同様に補助を行っています。

教育長　市内でも中学生が同様に夏休みに通学しても、バス路線がある所は補助があり、自転車で通学する者へは補助が無い。だけど東城には自転車通学には補助があるという様に不均衡があります。補助を受けていた側は引き続き補助が受けられるならば文句は出ませんが、補助対象外となると大変な整理をしなくてはいけないし、我々も批判に耐えなくてはいけません。

横山委員　分かりました。結局、学校が再配置になった際に発生したことなのでしょうか。

教育総務課長　通学補助は大体学校統合時の合意条件になることが多く、スクールバスなども殆どが学校統合に伴う対応策ということになります。それが出来ない場合に補助金での対応になると思います。

教育長　他にどうでしょうか。これは引き続き継続審議とし、もう少し補助金のことや過程の事等も含めて内部協議を進めますので、随時情報提供をしたり、今日頂いたご意見を参考に再検討することでよろしいですか。

次に、中国四川省綿陽市からの訪問について説明をお願いします。

教育指導課長　今年度は綿陽市が来られる順番ですが、８月 24 日水曜日から 26 日金曜日の３日間、庄原市を訪問されるという連絡が一昨日先方から入りました。しかし、訪問団が総勢何名で来庄されるのか、子供が何名含まれるのかは不明です。こちらとしては、早く人数等の詳細を把握して、ホームステイ先とかの照会も必要なので、訪問団の人数や内訳を早く教えてもらうよう窓口である企画振興課に依頼した状況です。

教育長　その他報告等、何かございますか。末信委員、お願いします。

末信委員　・　平成 28 年度広島県市町教育委員会連合会定期総会の報告について

教育長　　　　　以上をもちまして、平成28年第7回庄原市教育委員会を閉会します。

－　閉会　午後3時23分　－